

天理医療大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 天理医療大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に則り、人に尽くすことを自らのよろこびとするという天理教の信条教育を基調として、広く知識を 獲得し、医療に関わる専門性の高い技術を習得し、真摯に科学する精神を育み、人に対する深い愛情と自分を律する謙虚な心をもった人材を育成することを目的とする。

2 前項の目的及び社会的使命の達成のために必要な事項を定める。

(自己点検と評価)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するために、本学における教育研究活動並びに組織及び運営等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検評価項目及び実施体制に関する規程は別に定める。

(教育内容等の改善)

第3条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を行う。

(学部、学科)

第4条 本学に医療学部を置く。

2 医療学部には次の学科を置く。

(1) 看護学科

(2) 臨床検査学科

(学生定員)

第5条 本学の学生定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
医療学部	看護学科	70名	280名
	臨床検査学科	30名	120名
計		100名	400名

(修業年限)

第6条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第7条 学生は8年を超えて在学することはできない。

第2章 教職員

(教職員)

第8条 本学に次の教職員を置く。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 学科長
- (4) 教員等：教授、准教授、講師、助教及び助手
- (5) 職員等：事務局長、事務職員、その他職員

2 本学に副学長を置くことができる。

3 前2項の教職員の組織及び職務に関しては、別に定める諸規定及び諸細則による。

(特任教職員等)

第9条 本学の運営及び教育の充実に図るために、次の教職員を置くことができる。

- (1) 特任教員：特任教授、特任准教授、特任講師
- (2) 臨床教員：臨床教授、臨床准教授、臨床講師、臨床助手
- (3) 客員教授
- (4) 非常勤講師
- (5) 特任職員

2 前項の教職員の組織及び職務に関しては、別に定める諸規定及び諸細則による。

(学長等の選任)

第10条 学長、学部長及び学科長の選任は、天理よろづ相談所学園理事会（以下「理事会」という。）が行う。

(事務局)

第11条 本学に事務局を置く。

2 事務局長は理事会が任命する。

(教育・研究審議会)

第12条 本学に教育・研究審議会を置く。

(教育・研究審議会の構成)

第13条 教育・研究審議会は、次の各項目の委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 学科長
- (5) 専任教授

- (6) 専任准教授
- (7) 大学事務局長

2 前項の規定にかかわらず、教育・研究審議会が必要と認めるときは、その他の教職員を加えることができる。

(教育・研究審議会の審議事項)

第14条 教育・研究審議会は、次の事項について審議する。

- (1) 学部または学科の教育研究計画及び教育課程の編成に関する事項
 - (2) 教育の推進に関する事項
 - (3) 研究の支援に関する事項
 - (4) 非常勤講師等の選考に関する事項
 - (5) 入学者選抜に関する事項
 - (6) 学生の試験及び単位の認定に関する事項
 - (7) 学生の留年、休学、退学、卒業等の学籍及び学位授与に関する事項
 - (8) 学生の生活、厚生、進路等の指導・支援及び賞罰に関する事項
 - (9) 図書館及び紀要の編集・発行に関する事項
 - (10) 広報・社会連携に関する事項
 - (11) 教育・研究審議会の下に設置された委員会等の規則等の制定及び改廃に関する事項
 - (12) 教育・研究審議会の下に設置された委員会委員等の選出に関する事項
 - (13) その他教育研究に関する重要事項
- (その他)

第15条 本章に定めるもののほか、教育・研究審議会の運営に関して必要な事項は別に定める。

(運営審議会)

第16条 本学に運営審議会を置く。

(運営審議会の構成)

第17条 運営審議会は、次の各項目の委員をもって組織する。

- (1) 理事会理事
- (2) 学長
- (3) 副学長
- (4) 学部長
- (5) 学科長
- (6) 法人事務局長
- (7) 専任教授
- (8) 前号に規定する以外の者

2 学長、副学長、学部長、学科長、法人事務局長以外の委員は、理事会が任命

する。

(運営審議会の審議事項)

第18条 運営審議会は、次の事項について審議する。

- (1) 大学の財務に関する事項
 - (2) 大学の将来計画に関する事項
 - (3) 大学の安全管理に関する事項
 - (4) 人権及びハラスメントに関する事項
 - (5) 大学の知的財産に関する事項
 - (6) 運営審議会の下に設置された委員会等の規則等の制定及び改廃に関する事項
 - (7) 運営審議会の下に設置された委員会委員等の選出に関する事項
 - (8) その他大学の運営に関する重要事項
- (その他)

第19条 本章に定めるもののほか、運営審議会の運営に関して必要な事項は別に定める。

(点検・評価審議会)

第20条 本学に点検・評価審議会を置く。

(点検・評価審議会の構成)

第21条 点検・評価審議会は、次の各項目の委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 学科長
- (5) 大学事務局長
- (6) 専任教授
- (7) 前号に規定する以外の者

2 学長、副学長、学部長、学科長、大学事務局長以外の委員の選任は、理事会が行う。

(点検・評価審議会の審議事項)

第22条 点検・評価審議会は、次の事項について審議する。

- (1) 大学の内部質保証に関する事項
- (2) 教員等の採用・昇任等に関する事項
- (3) 教員等の教育・研究の評価に関する事項
- (4) 点検・評価審議会の下に設置された委員会等の規則等の制定及び改廃に関する事項
- (5) 点検・評価審議会の下に設置された委員会委員等の選出に関する事項

(6) その他大学の点検・評価に関する重要事項
(その他)

第 23 条 本章に定めるもののほか、点検・評価審議会の運営に関して必要な事項は別に定める。

(委員会)

第 24 条 本学に必要な委員会を置くことができる。

第 3 章 学年・学期及び休業日

(学年)

第 25 条 本学の学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 26 条 前条規定の学年は、次の 2 学期に分ける。

前学期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後学期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

ただし、特別な事情があり、学長が教育上必要と認めた場合は、学期の区分にかかわらず臨時に授業を行うことができる

(休業日)

第 27 条 本学の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(3) 天理教祭日 4 月 18 日 10 月 26 日 1 月 26 日

(4) 創立記念日 4 月 1 日

(5) 夏期休業、冬期休業、春期休業については、年度ごとに定める。

2 学長が必要と認めた場合は、運営審議会の議を経て前各号の期日を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。

第 4 章 教育課程

(授業期間)

第 28 条 1 年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め、年間 35 週にわたることを原則とする。ただし、教育上の必要がある場合は、定時間外に臨時授業を行うことがある。

(授業科目の区分)

第 29 条 本学の授業科目の区分は、総合基礎科目、共通専門基礎科目、専門科目とする。

(授業科目及び単位)

第 30 条 本学の授業科目及び単位は別表第 1 に定めるとおりとし、天理医療大学履修規則によって履修しなければならない。

(単位互換)

第 30 条の 2 本学が教育上有益と認めるときは、別に定めるところによりほかの大学または短期大学、専修学校において履修した授業科目について、修得した単位を 60 単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第 5 章 入学

(入学の時期)

第 31 条 入学期は学年の始めとする。

(入学の資格)

第 32 条 本学に入学することのできる者は、つぎの各号の一に該当するものでなければならない。

(1) 高等学校を卒業した者(中等教育学校の後期課程を含む)

(2) 通常の規程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む)

(3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 大学入学資格検定規程により、文部科学大臣の行なう大学入学検定に合格した者

(7) その他本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達した者。

(入学の選考)

第 33 条 入学志願者に対しては、別に定めるところによって、選考を行う。

(入学の出願)

第 34 条 入学志願者は、指定の期日中に所定の書類を提出し、別に定める入学検定料を納入しなければならない。

2 既納の入学検定料は、いかなる理由があっても返却しない。

(入学手続き)

第 35 条 入学の選考に合格した者は、指定の期日までに次の各号に掲げる書類その他を提出し、所定の入学金・初年度の授業料・実習費・教育設備充実費・そ

の他を納入しなければならない。

(1) 住民票（住民票記載事項証明書）

(2) 第 37 条に定める在学保証書

(3) 出身学校の卒業又は修了証明書

(4) 写真（最近 3 ヶ月以内に撮影した半身・正面・脱帽）

(5) 第 32 条第 3 項に該当する外国人にあつては、我が国に駐在する該当国の政府機関の証明書又は推薦書

（入学宣誓簿への署名）

第 36 条 本学に入学を許可された者は、所定の宣誓簿に署名しなければならない。

（保証人）

第 37 条 本学に入学するにあつては、保証人を必要とする。

2 前項の保証人は、独立の生計を営む成年者で、学生の身上に関して一切の責任を負うものとする。

3 第 1 項規程の保証人が、その要件を欠くに至った場合は、改めて保証人を定め、直ちに在学保証書を更新しなければならない。

（改名及び転居の届出）

第 38 条 学生又は保証人が、改名又は転居した場合は、直ちに届け出るものとし、学生が改名した場合は、住民票（住民票記載事項証明書）を提出しなければならない。

第 6 章 休学、復学及び退学

（休学）

第 39 条 学生が、病気その他やむを得ない事由により就学できない場合は、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学願には本人及び保証人の連署を必要とし、病気により休学する場合は医師の診断書を添付しなければならない。

3 休学期間は当該年度以内とする。ただし、特別の事由がある場合は、1 年を限度として休学期間の延長を認めることがある。

4 休学期間は、第 7 条に規定する在学期間に算入する。

（復学）

第 40 条 休学者が復学する場合は、学長の許可を得て、学年度当初に原学年に復学することができる。

2 復学願には保証人の連署を必要とし、病気により休学した場合は、天理よろづ相談所病院の診断書を必要とする。

3 復学願の様式は別に定める。

(転入学)

第 41 条 他大学からの転入学は許可しない。

(他学科への移籍)

第 42 条 本学在学中は、他学科に転ずることはできない。

(退学)

第 43 条 学生が、病気及びその他やむを得ない事由により退学するときは、本人及び保証人の連署の退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

2 退学願の様式は別に定める。

(除籍)

第 44 条 つぎの各号の一に該当する者は、教育・研究審議会の議を経て学長が除籍を命じることができる。

(1) 所定の最長在学年数を超えた者

(2) 所定の休学期間を超えてなお修学できない者

(3) 長期にわたり行方不明の者

(4) 正当な理由なく所定の期日までに授業料等の納付を怠り、催促してもなお納付しない者

(5) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(6) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 7 章 卒業及び学位

(卒業)

第 45 条 4 年以上在学し、つぎの各号に定める単位について、天理医療大学履修規則に定めるところにより修得した者には、教育・研究審議会の議を経て学長が卒業を認定し、卒業証書を授与し、併せて学士の学位を授与する。

(1) 医療学部 看護学科 124 単位以上

(2) 医療学部 臨床検査学科 124 単位以上

(学位)

第 46 条 本学が授与する学士の学位に付記する専攻分野の名称は、つぎの各号に定めるとおりとする。

学部・学科	専攻分野
医療学部・看護学科	学士・看護学
医療学部・臨床検査学科	学士・臨床検査学

(卒業生が取得できる資格)

第 47 条 本学において取得することのできる資格は、次のとおりである。

学部・学科	資格
医療学部・看護学科	看護師国家試験受験資格
医療学部・臨床検査学科	臨床検査技師国家試験受験資格

第 8

章 科目等履

修生・特別聴講学生及び委託学生

(科目等履修生)

第 48 条 本学の学生以外の者で、一または複数の授業科目の履修を希望する者（「科目等履修生」という）がある時は、当該授業科目所属の学科（課程を含む）において適当と認められた者につきこれを許可する。ただし、第 32 条の各号の一に該当する者に限る。

(科目等履修生の修学期間)

第 49 条 科目等履修生の願いでは学期始めとし、科目等履修生の就業期間は原則として、当該年度末までとする。

2 年度を越えて引き続き科目等履修生として授業科目の履修を希望する者は、改めて願い出なければならない。

(科目等履修生の単位認定)

第 50 条 科目等履修生であって所定の科目試験に合格し単位認定を受けた場合は、請求により単位修得証明書を交付する。

(特別聴講生)

第 51 条 他の大学または短期大学との協議に基づき、当該大学在学中の学生で本学の授業科目の履修を希望する者がある時は、別に定めるところにより、特別聴講学生としてこれを認めることができる。

(委託学生)

第 52 条 官庁または公共団体から、1 年以上を在学期間として受講科目を定めて入学を願い出た場合は、選考のうえ委託学生として入学を許可することができる。

(委託学生の単位認定)

第 53 条 委託学生であって所定の科目を修めその試験に合格した者には、修了証書を授与する。

(科目等履修生、委託学生の学則の準用)

第 54 条 科目等履修生、特別聴講生及び委託学生には、別に定めるものを除くほか本学則を準用する。

第9章 特別研究員

(特別研究員)

第55条 本学の研究の発展のために、本学以外のものを特別研究員とすることができる。

- 2 特別研究員は、本学教員と共同研究を行うものとする。
- 3 特別研究員にかかわる事項については、別に定める。

第10章 入学金・授業料等

(授業料等の種類及び額)

第56条 入学金・授業料・教育充実費は別表第2に定めるとおりとし、その納入及びその他については別に定める。

(授業料等の納入)

第57条 前条に定める入学金・授業料・教育充実費・その他は、所定の期日までに納入しなければならない。

(授業料等の不還付)

第58条 既に納入した第56条に定める入学金・授業料・教育充実費・その他は、返還しない。ただしこれらを納入後、天理医療大学学費等の納入に関する規則第12条第1項、第5項又は第6項により学費又は入学金を減免することとなった場合は、この限りではない。

(休学者の授業料等)

第59条 休学を許可された者及び命ぜられた者についての授業料・教育充実費・その他は、別に定める。

(退学者の授業料等)

第60条 学年の途中において退学する者は、退学の日の属する学期分の授業料・教育充実費・その他を納入しなければならない。

第11章 賞罰

(褒章)

第61条 学生で優秀な研究をした者、または他の学生の範となるべき行為をした者に対して、学長は教育・研究審議会の意見を徴し、これを褒章することができる。

(懲戒)

第62条 学生にその本分に反する行為のあったときは、教育・研究審議会の議

を経て、学長が懲戒することができる。

2 懲戒は、譴責、停学、除籍とする。

第12章 図書館

(図書館)

第63条 本学に図書館を置く。

2 図書館長には本学教授をもってあてる。

3 図書館に関する規定は、別に定める。

第13章 保健

(健康診断)

第64条 学生及び教職員のために、毎年定期に健康診断を行う。

(保健室)

第65条 本学に保健室を設け、学生及び教職員のための健康相談に応じ、必要な場合は救急処置を行う。

2 本学の学生及び教職員は財団法人天理よろづ相談所病院で健康診断始め必要な治療に便宜が受けられる。

附則

1 本学則は、平成24年4月1日より施行する。

2 改正学則は、平成26年4月1日より施行する。

3 改正学則は、平成26年4月25日より施行する。ただし、改正別表第2は平成27年度入学生(第4期生)から適用するものとし、改正施行時の在學生はなお従前の額とする。

4 改正学則は、平成26年9月19日より施行する。

5 改正学則は、平成28年4月1日より施行する。

6 改正学則は、平成28年4月15日より施行する。但し、改正別表第2は平成29年度入学生(第6期生)から適用するものとし、改正施行時の在學生は従前の額とする。

7 改正学則は、平成30年4月1日より施行する。

8 改正学則は、平成31年4月1日より施行する。但し、改正別表2は平成32年度入学生(第9期生)から適用するものとし、改正施行時の在學生は従前のおりとする。

- 9 改正学則は、令和2年4月1日より施行する。
10 改正学則は、令和2年7月27日より施行する。

別表第1 省略

別表第2（第56条関係）天理医療大学の入学金・授業料・教育充実費

学年	入学金	授業料	教育充実費	合計
1年次	300,000	1,090,000	500,000	1,890,000
2年次		1,090,000	500,000	1,590,000
3年次		1,090,000	500,000	1,590,000
4年次		1,090,000	500,000	1,590,000

但し、令和2年度入学生（第9期生）から適用する。